


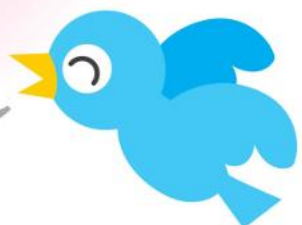
人は性を選んで生まれてきません



どんな世界に
生まれるの
かな？



男の子
かな？



女の子
かな？



ちょっとのぞいみよう！

好きな遊びをしたい！

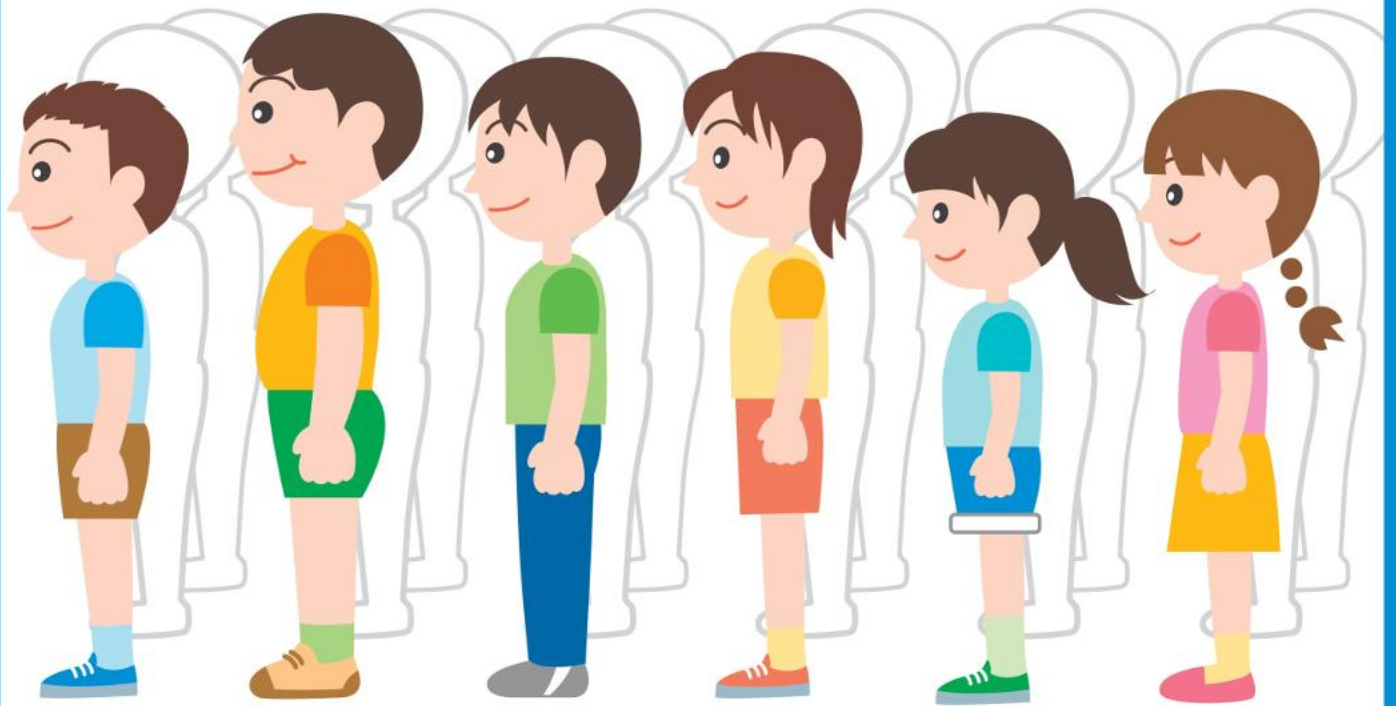


ママごとも
サッカーも

やりたいな～。



なぜなんだろう？



どうして
男の子が
先なの？

やりたい仕事につけるかな？



どんな仕事を

しようかな？



あなたの娘が
同じことされても
平気なの？



チークダンス
踊ろっつー♪



みんなできれば、
家事も楽しい



子育てを楽しもう

高知県内には、父親と子どもの交流の場づくりを目的とする父親サークルがあります。

子どもと直接関わる楽しさを体験したり、仕事以外の仲間との交流を深めています。

性別役割にこだわらない生き方は、だれもが暮らしやすい社会づくりにつながっていきます。



早くいっしょに
あそびた〜い!



みんなできょう



P T A も 地域活動も



介護もいっしょに



高知県では、2004(平成16)年に、県民参加のもと「高知県男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女が互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

高知県男女共同参画社会づくり条例

6つの基本理念(第3条)

- ①男女の人権の尊重
- ②固定的な役割分担意識に基づく社会制度、慣行についての配慮
- ③意思の形成及び決定への共同参画
- ④過程での相互協力と職業生活その他の活動との両立
- ⑤男女の生涯にわたる健康への配慮
- ⑥国際社会の取組との協調

県の責務(第4条)

- ①基本理念に基づいた総合的な取組
- ②県民、事業者、市町村と連携した取組
- ③市町村の取組への支援

県民の責務(第5条)

- ①社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進への取組
- ②県の取組への協力

事業者の責務(第6条)

- ①職業生活と他の活動との両立のための環境整備
- ②県の取組への協力

性別による人権侵害の禁止等

- ①性別による人権侵害の禁止(第18条)
- ②配偶者等からの暴力による被害者への支援(第19条)
- ③公衆に表示する情報への配慮(第20条)

附属機関

こうち男女共同参画会議
(第22～27条)

部会

県の基本的な取組

- ①男女共同参画計画(第7条)
- ②広報活動等の充実(第8条)
- ③教育と学習の推進(第9条)
- ④農林水産業及び商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進(第10条)
- ⑤審議会等の委員の男女構成(第11条)
- ⑥男性の家事、子育て等への参加促進(第12条)
- ⑦生涯を通じた女性の健康支援(第13条)
- ⑧拠点施設(第14条)
- ⑨調査研究(第15条)
- ⑩NPO法人等との協働(第16条)
- ⑪公表(第17条)

苦情処理機関

男女共同参画苦情調整委員
(第21条)

男女共同参画社会の形成

男女が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会